



2021年7月13日

各位

会社名 株式会社 リボミック
代表者名 代表取締役社長 中村 義一
(コード番号：4591 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員財務経理部長 米林 渉司
TEL. 03-3440-3745

譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ

当社は、2021年7月13日開催の取締役会において、当社従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、中期事業目標「VISION 2025」として、①Discovery(探索)からClinical(臨床)ステージへの脱皮、②次世代アプタマー・テクノロジーの開発、③社会に対する企業価値の創出を主要な課題に掲げ、その中において5つの臨床試験プログラムを遂行することを目標として設定しております。

本制度の導入によって当社従業員が当社株式を保有することにより、当社従業員に対し、VISION 2025の実現と、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、もって、当社従業員のリテンションを高めると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社従業員（当社兼務役員、当社子会社取締役及び従業員を除く。以下、「付与対象者」といいます。）であり、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する者を予定しています。

(2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により付与対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 金銭債権の支給及び現物出資

当社は、付与対象者に対し、当該付与対象者に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭債権を支給し、付与対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

なお、当社は、付与対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより付与対象者である当社従業員の賃金が減額されることはありません。

(4) 譲渡制限期間

本制度の導入目的の一つである株主価値の向上を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。この期間については、取締役会において決定いたします。

(5) その他

本制度の具体的な導入時期、発行又は処分株式数、対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2021 年度中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上